

平成 27 年度 事業報告書

(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

公益財団法人つなぐいのち基金

<目次>

1.平成27年度事業の概観.....	3
2.公益目的事業（助成事業について）.....	4
■公益事業目的1.....	4
■事業の趣旨.....	4
助成事業.....	4
■平成27年度助成事業の概要.....	4
■平成27年度（平成28年度対象事業）の助成先募集について.....	5
助成事業のための啓発・広報活動について.....	6
■活動報告書の作成.....	6
■さまざまな支援のかたちのご提案リーフレット作成.....	7
■SNSによる「おまとめ」ニュースの配信.....	7
■助成団体への取材レポート.....	7
3 資金調達について.....	8
■寄付金等の概況.....	8
■賛助会員の募集及び会費収入について.....	8
■寄付.....	9
4.管理運営状況について.....	10
■組織体制強化の必要性に向けて.....	10
■支援者等の個人情報管理のためのSRMの導入.....	10
■ガバナンス、フィージビリティ確保、および根拠規定の制定について.....	10
■運営体制の強化.....	10
■理事会・評議員会の開催.....	11

1. 平成27年度事業の概観

公益移行認定後、児童の健全な人間形成に寄与すべく、高齢者層および事業者から寄付を募り、助成事業を運営してまいりました。しかしながら、超高齢化社会の我が国において約1年半の事業運営の中で、その主たる支援者となるべき高齢者自身の活躍の場が少なく、また多くの社会的課題を有していることを認識いたしました。

現在、全世代の自殺数を上回る高齢者の「孤立死」、2035年には750万人超と推計される独居老人(一人暮らし高齢者)など、高齢者の「孤」の問題への対処、「死の社会化」の推進、そして高齢者の活性化を、高齢者自身とともに一緒に実現していくことが事業および当法人の目的達成のために不可欠であると考えました。

同時に、支援は金銭的なものだけでなく、経験やスキル、温かい心などによる支援やサポートも不足しており、受け取られる側から求められており、経済面だけでなく高齢者の有する様々な資源を有効に活用し、多世代間で循環させていくしくみが必要であることを認識いたしました。

上記の認識を公益事業として運営すべく変更認定申請を提出いたしましたが、申請事業メニューの過多や組織としての事業運営のフィージビリティに関する信頼性の不足、また公益法人に関する社会的環境など様々な要因により、一旦は申請を取り下げさせていただきました。

(事業領域を限定し、同時にフィージビリティのための組織強化を前提に、平成28年5月に変更認定申請を再提出いたしました。)

現在認定いただいている公益目的事業である助成事業については、法人設立時からの支援企業の新興株式市場への上場に伴い、供養関連業界企業からのファンドレイジングこそ想定していた額をいただくことはできませんでしたが、公募や選定フローの見直しを行い、変更認定後の事業を意識したフィージビリティの確保への布石としています。

また、シニア層の力を次世代につなぐための一環として、当法人の事業運営や助成先の対象事業実施の支援など行うために、高齢者のボランティアを募集し、各活動に参画いただいております。

上記のように、主たる支援者である高齢者の次世代支援への参加のボトムアップ、シニア世代のする時間、資金、経験、スキルといった資源の獲得と有効な活用を促進し、被支援団体ニーズと高齢者の活躍の場をマッチングし、次世代の子どもたちへの支援へとつないでいくための意識の明確化と基盤の整備を推進することができました。

2. 公益目的事業(助成事業について)

■公益事業目的 1

児童養護施設等に入居を余儀なくされた児童を支援する団体への助成事業

■事業の趣旨

本事業は、児童養護施設、又は、児童養護施設に入居する児童を支援する団体(以下、「児童支援団体」とする。)に助成を行うことにより、児童の心身の健全な育成に貢献することを目的とする。

具体的には、家庭での虐待や貧困、親との死別などにより、児童養護施設等に入所せざるを得なくなった0歳から20歳の子供たちや、小児がん等の重度の病気のために、入院での闘病生活を余儀なくされている子供たちを養護するため、このような恵まれない子供たちを支援する団体に対する助成を行い、もって、児童の心身の健全な育成に貢献することを目的とする。

本助成事業は上記の目的実現に資するため、以下の条件を満たす活動を助成の対象とする。

助成事業

助成金

児童福祉を主目的とした事業、活動、プロジェクト等を対象とし、法人、団体、施設へ助成金を支給

■平成 27 年度助成事業の概要

平成27年度は公募による募集を行い、総額40万円を3団体に支給いたしました。

平成 25 年度は、「幼児期の母親に対するケアによる支援」、「義務教育期に親の養育を受けることができない子どもへの支援」、「教育格差を是正する高等教育への学力向上支援」との成長段階に応じた助成。

平成26年度は、「大学進学 of 奨学金支援を行う団体」に助成することで一連のセーフティネットのモデルが完遂することができました。また、経済的ハンデだけでなく障害というハンデを持つ子どもたちへの支援として体幹トレーニングという形で実現しようとしている団体への助成、高齢者を含む多世代間の交流・相互支援を背景とした放課後学習支援・居場所事業を実施する団体への助成で、多様な社会的ハンディキャップにさいなまれている子どもたちへの支援を拡げることができました。

平成 27 年度はさらに領域を拡げ、「児童養護施設の退所者向けのシェアハウスの安全設備の修繕」、「児童養護施設の入所者及び退所者向けの就労支援に関する情報誌の作成」、「移動ピザ窯によるピザの調理体験つき飲食会の児童養護施設での開催事業」とより包括的な支援となりました。

但し、財源規模が計画より大幅に低位となったため、助成総額も小規模にして実施いたしました。

■平成27年度(平成28年度対象事業)の助成先募集について

◇募集概要

1.目的

本事業は、児童養護施設、又は、児童養護施設に入居する児童や社会的ハンディキャップを抱える恵まれない子供たちを支援する団体(以下、「児童支援団体」とする。)に助成を行うことにより、児童の心身の健全な育成に貢献することを目的としており、この目的に合致した、優れた活動及び、これを推進する団体機関を支援するための助成先募集を行います。

2.助成内容

(1) 助成の概要

助成金 児童福祉に目的とした事業、活動、プロジェクト等に対する助成金の支給

(2) 募集数

助成金 総額 40 万円 (助成金 10～20 万円 2～4 団体を目安として想定)

(3) 助成の対象となる時期

2016 年 4 月から 2017 年 3 月に至る期間に実施されるもの

(4) 募集対象場所

助成金 主催者や出演者等の国籍等は問わないが、実施場所は日本国内を中心とするもの

3.募集等の日程

(1) 募集期間

2016 年 2 月 2 日(月)～2 月 27 日

(2) 選考結果の通知

2016 年 3 月中上旬

4.公募の掲示方法

当法人ウェブサイト、無償リスティング広告、各中間支援組織・助成情報掲載サイト等での掲示

5.選考方法

有識者、学識経験者、専門家による当財団の選考委員会で厳正に審査し、その答申に基づいて理事会で決定します。

◇選考方法について

「助成事業実施規程」に則り、助成申請のあった団体について、当財団事務局の調査選考担当チームによる調査および基礎選考を実施し、つなぐいのち基金選考委員会に報告しました。

有識者、学識経験者、専門家等により構成される選考委員による選考の実施、および選考結果の承認を経た後、助成対象団体に助成決定通知書を送付し、助成内容についての了承を取得後の助成金の支払いを行いました。

◇応募および選考状況について

フェーズ	該当団体数	備考
助成申請 エントリー	21 団体	全エントリー数
助成要件 充足団体	14 団体	本申請なし、助成対象不適各団体を除く
調査結果による候補団体	7 団体	財団理念に相応しいか実績等で基礎選考
選考委員会による助成決定団体	3 団体	選考基準に照らし、本年度助成先を選考

◇選考結果 平成27年度募集（平成28年度対象事業）

	団体名	HP
	助成対象事業名称	
①	特定非営利活動法人 フェアスタートサポート (児童養護施設から)18歳での就職自立を目指す若者へロールモデルを届ける冊子の発行事業	http://fair-start.co.jp/
②	特定非営利活動法人 NGO フク21ほっとホーム 社会的養護経験者を対象としたシェアハウスの安全設備・環境整備事業	https://ngofuku21.org/
③	特定非営利活動法人 バボナターレ 移動ピザ窯を使った自動養護施設への「笑顔デリバリー事業」	http://npobabbonatale.jimdo.com/

助成事業のための啓発・広報活動について

乳児院や児童養護施設やグループホーム等の社会的養護施設、又は、社会的養護設に入居する児童および重度の病気や障害で治療をする児童を支援するために活動する助成団体の活動、当法人を支援くださっているボランティアやプロボノのみなさんに当法人および仕組みを運営するため資金として、寄付金や賛助会員の募集、そのための広報、啓発活動を行っています。

■活動報告書の作成

平成25年12月20日(人間の連帯国際デー)に公益法人の認定をいただいてから約2年間、本当に日本で最も小さく新しい公益法人ながら、次世代に子どもたちの支援へとつなげる活動を真摯に行ってきました。

国民運動の発起人の一人として大きく注目を浴びる団体など助成先団体の活躍、子どもの支援を地域でつなげるためのフューチャーセンターの開催、当法人を支援するシニアボランティアの活動などをコンパクトにまとめた会報誌「Link-Age」2014-15 活動報告書を11月11日に発刊いたしました。

多くのご支援のご理解の賜物と心より感謝しております。



■さまざまな支援のかたちのご提案リーフレット作成

プロボノ・ボランティア、マンスリーサポーター、寄付、賛助会員、クリックで応援等、支援の方法はたくさんあります。

「何かしたいがどうして良いかわからない」という方のために自分に合った支援のかたちを見つけていただくためのツールを作成しました。

世代間相互支援の一助となれば幸いです。



■SNSによる「おまとめ」ニュースの配信

子ども支援とシニアの活躍、社会課題についての関連ニュースからピックアップしたものを「おまとめ」して、ほぼ毎日(Daily)配信しています。

関連のニュースを見忘れた、なかなかチェックする時間がないという方は、備忘、ふりかえりなどで活用いただけるようにキュレーションしております。

<http://tsunagu-inochi.org/category/curation/>



■助成団体への取材レポート

多くのご支援者の方からお預かりした会費・寄付金が、助成先の事業で有効に利用されているかの確認、そして支援者様へのご報告を兼ねて、助成先団体への取材を実施しております。

各助成事業の社会課題に対する実施状況、どのように役に立っているかを生き活きとお伝えすることを意図しております。

平成27年度対象事業助成先2団体を掲載しております。

<http://tsunagu-inochi.org/activities/report/>



他、人生の先輩からのメッセージ「次代を担う子供たちへ」などをアップしております。

<http://tsunagu-inochi.org/advice4/>

3 資金調達について

乳児院や児童養護施設やグループホーム等の社会的養護施設、又は、社会的養護設に入居する児童および重度の病気や障害で治療をする児童を支援するために活動する団体に対する助成するため、ならびに当法人および仕組みを運営するため資金として、賛助会員、寄付金、マンスリーサポーター、クリック募金などの多様な形のご支援により事業を運営しております。

■寄付金等の概況

平成27年度の収入は、平成26年度はあらたに導入した「マンスリーサポート制度」(個人月額継続寄付)、「コーズリレーテッドマーケティングによる寄付」、「クリック募金による寄付」などの様々なファウンドレイジングメニュー、個人寄付などの前年に対してより多くのご支援をいただくことができました。

しかしながら、の賛助会員制度については、公益移行初年度募集(平成26年3月～平成26年8月申込)の初年度会費の有効期間を平成27年12月末までとした関係で初の更新でありましたが、供養業界の業績停滞などの背景もあり、会員数を減らすこととなりました。

■賛助会員の募集及び会費収入について

賛助会員の募集については、プロジェクトのオフィシャルサポート企業からも営業支援をいただき、「全国優良葬儀社名鑑」に記載された葬儀社のうち、関東、関西、中部の大都市圏にある葬儀社を中心に会員募集を行うこととなっておりましたが、オフィシャルサポート企業の新興市場などの経営上事由により今年度も支援を得ることができませんでした。結果、賛助会員制度導入後初の更新となった平成28年賛助会員は22社となりました。

しかしながら、1社が特別賛助会員となり、新たな大きな支援を抱ける潮流も見えてまいりました。

平成28年度は、供養業界事業社以外の会員の募集や特別賛助会員の勧誘に力を入れていくべきであるという知見を得ることができました。

【平成27年度実績】

賛助会員 会費総額 352,000円 (一般賛助会員 21口 特別賛助会員 1口)

会員種別	獲得数	会費収入目標額
供養業界事業者 一般賛助会員	継続 19口	年会費 12,000円 × 19口 = 228,000円
	新規 0口	年会費 12,000円 × 0社 = 0円
供養業界事業者 特別賛助会員	継続 0口	年会費 100,000円 × 0社 = 0円
	新規 1口	年会費 100,000円 × 1社 = 100,000円
その他業種法人・個人等 一般賛助会員	継続 1口	年会費 12,000円 × 1社 = 12,000円
	新規 1口	年会費 12,000円 × 1社 = 12,000円
その他業種法人・個人等 特別賛助会員	継続 0口	年会費 100,000円 × 0社 = 0円
	新規 0口	年会費 100,000円 × 0社 = 0円

■寄付

寄付総額

204,737 円（マンスリーサポーター、社会貢献消費寄付、クリック募金、個人寄付 含む）

【内訳】

◇寄附つなぐ

マンスリーサポーター（個人月額継続寄付）による寄附金

合計 30,000 円（月額 1,000 円 × 2 名、月額 100 円 × 1 名

◇寄附いのち

・社会貢献消費寄付

福岡の企業が障害者の方の雇用によって製造している「自然食カレー」を当財団への寄付を前提に販売していただくコースリレーテッドマーケティングを平成26年12月より開始しています。

協賛企業は販売するたびに1個あたり5～10円を当財団へ寄付いただく流れとなっています。

初年度は、合計1,200円の寄付をいただくことができました。

・クリック募金サイトからの寄付（平成27年5月から入金開始）

43,537 円 の支援金をいただきました。

・個人寄付

130,000 円 の寄付金をいただきました。

尚、寄付みらいについては寄付獲得をすることができませんでした。

上記メニューによる、マイプロジェクト基金、賛助会員会費、寄付金、企業やWEBを通じた一般市民からの支援金、委託事業の受託費、および公益目的事業についての収益などのファンドレイジング全般による収入を財源とする。

4.管理運営状況について

■組織体制強化の必要性に向けて

平成 28 年度の変更認定申請の事業実現に向けて、公益法人として社会から信頼されるためのフィージビリティの確保、公益目的事業における着実な実績、新たな公益事業の領域の拡大と改善を申請と実行をするために当法人の組織体制の強化を推進しております。

特に、「マイプロジェクト基金」の運営を開始に向けて、民間公益活動の期待を寄せてくださった支援者の責任を果たし強固なガバナンスと確実なフィージビリティを確保し、より信頼される公益財団法人になる必要があります。

そのために、最高議決機関である評議員会の評議員の拡充、各業務執行分野においてより高い専門性と経験を有する理事の拡充、助成先をこれまで以上に適正に選定するための選考委員の拡充、という 3 つの組織の拡充が求められていると認識しております。

■支援者等の個人情報管理のための SRM の導入

ボランティアマネジメント、支援者管理の個人情報保護、ガバナンス確保のため、salesforce 社から SRM の SaaS の無償提供を受け、新たな管理スキームの構築を開始いたしました。

■ガバナンス、フィージビリティ確保、および根拠規定の制定について

下記文書を新たに作成し、理事会、評議員会の承認により、平成28年 4 月 1 日より施行いたしました。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 0.各種規定管理表 | 8.印章取扱規程 |
| 1.会員に関する規程 | 9.理事会運営規則 |
| 2.寄附金等取扱規程 | 10.職務権限規定 |
| 3.助成事業実施規程 | 11.理事・監事・評議員 選出(委員会) 規程 |
| 4.個人情報に関する基本方針 | 12.監事監査規程 |
| 5.情報システムの運用管理に関する規程 | 13.倫理規程 |
| 6.情報公開規程 | 14.評議員会運営規則 |
| 7.コンプライアンス規程 | |

■運営体制の強化

① 常任理事会の導入

これまで「業務運営ミーティング」として計画策定や業務執行を行ってまいりましたが、明確な組織として常任理事会を設置し、意志決定機関である理事会と計画策定・業務執行機関である常任理事会と役割を分けることで、当法人の運営能力の向上をはかります。

② ボランティアスタッフの拡充

学生、社会人プロボノ、リタイア準備中のシニア予備軍、ご高齢者、それぞれを WEB の募集を中心に推進し、事業の実施に向けて体制づくりを行っております。

■理事会・評議員会の開催

【評議員会】

現在の評議員会を一新し、下記の7名体制への移行を予定しております。

回	開催日	議案
	種類	
1	2015年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度事業報告および附属明細書の承認 ・平成26年度計算書類および附属明細書並びに財産目録の承認 ・役員等の選任 理事2名の任期満了による以下の理事を選任
	定例評議員会	
2	2016年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業計画書及び収支予算書等の承認 ・監事(福岡武彦)の選任(再任) ・業務執行のための会議として常任理事会の新設 ・理事会の種類および開催回、月の変更の承認 ・上記、議案に伴う「定款」の変更 ・「役員等候補選出委員会規則」の施行 ・「監事監査規程」の施行 ・「倫理規程」の施行 ・「評議員会運営規則」の施行 ・「顧問」職の設置
	定例評議員会	

【理事会】

順次、下記の拡充を予定しております。

回	開催日	議案
	種類	
1	2015年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度事業報告および附属明細書の承認 ・平成26年度計算書類および附属明細書並びに財産目録の承認 ・役員等の選任 理事2名の任期満了による以下の理事を選任 ・内閣府の変更認定申請に関する承認 ・評議員会招集
	定例理事会	
2	2015年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・代表理事の選任
	臨時理事会	
3	2015年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の変更認定申請に関する承認
	定例理事会	
4	2015年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程および職責に関する承認 ・評議員会での決議のため提出する各種規程案の承認
	定例理事会	
5	2015年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・当財団の理念について見直し ・助成事業 ・内閣府 変更認定申請 公益目的事業1個別施策
	臨時理事会	

6	2015年2月9日	・選定委員の承認
	定例理事会	
7	2016年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・任期満了監事の再任 ・平成28年度事業計画書等一件書類の承認 ・組織変更:業務執行のための会議として常任理事会の新設の承認 ・理事会の種類および開催回、月の変更の承認 ・定款変更について:上記議案にともなう定款の変更の承認 ・評議員会の招集
	定例理事会	
8	2016年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・副理事長、常任理事の選任 ・「顧問に関する規程」の承認
	臨時理事会	

以上